

維持保全計画サポートサービス
画像診断・維持保全計画作成サポートサービス利用約款

(適用)

- 第1条 この利用約款は、株式会社E R Iソリューション（以下「当社」といいます。）が提供する維持保全計画作成サポートサービスにおける「画像診断・維持保全計画作成サポートサービス」を利用する場合に適用されます。
- 2 この利用約款に定めのない事項については、維持保全計画サポートサービス基本利用約款（以下「基本約款」といいます。）が適用されるものとし、この利用約款の定めと基本約款の定めが矛盾抵触する場合は、この利用約款が基本約款に優先して適用されるものとします。
- 3 この利用約款において使用する用語で、この利用約款に定めのないものは、基本約款に定める意味を有するものとします。

(サービス内容)

- 第2条 この利用約款において、「画像診断・維持保全計画作成サポートサービス」（以下「計画作成サポートサービス」といいます。）とは、下記サービスをいうものとします。
- (1) 対象住宅の劣化状況の遠隔診断（以下「遠隔診断」といいます。）
 - (2) 遠隔診断に基づく、維持保全計画作成サポート
 - (3) 写真データ等の保存
 - (4) 保存期間中における対象住宅のメンテナンス・修繕等に関するご相談

(遠隔診断)

- 第3条 遠隔診断とは、利用者が自らデジタルカメラ等で撮影した対象住宅の写真データ（当社指定の写真シートに貼り付けたものを含みます。）及び当該住宅の点検・補修履歴で当社にご送付頂いたもの（以下合わせて「写真データ等」といいます。）のみに基づいて、対象住宅の劣化状況を診断するものです。
- 2 利用者は、遠隔診断が利用者から送付された写真データ等のみに基づいて診断するものであり、写真データ等以外の事情は考慮されないものであること及び診断にあたり追加の写真や専門家による実地調査が必要になる可能性があることを、あらかじめ承諾するものとします。

(維持保全計画作成サポート)

- 第4条 維持保全計画作成サポートとは、利用者が、対象住宅の維持保全計画を作成するにあたり、遠隔診断に基づく劣化状況の判断、専門家による点検や修繕の要否、次回の点検時期等を助言するものです。

(写真データ等の保存)

第5条 当社がお預かりする写真データ等の保存期間は、当社が最初に写真データ等をお預かりした日から5年間とします。

2 当社は、保存期間中、善良な管理者の注意をもって、写真データ等を保存するものとします。

3 当社は、保存期間終了後、遅滞なく写真データ等を消去します。この場合、利用者に通知及び写真データ等の返還はいたしません。計画作成サポートサービスが、解約・解除その他の事由により終了した場合も同様とします。

(メンテナンス・修繕等相談)

第6条 当社は、写真データ等の保存管期間中、利用者が希望する場合には、対象住宅のメンテナンス・修繕等に関する相談に応じるものとします。ただし、回答は、写真データ等及び作成した維持保全計画のみから推定できる範囲内で行うものであり、別途詳細調査が必要な事項、対象住宅のメンテナンス・修繕等に関係のない事項については、相談の対象外とします。

以上

制定：2022年10月24日